

令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項

令和3年4月8日
金融庁企画市場局

目 次

令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表	… P.3～P.5
1. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する 追加情報の開示の審査	… P.6～P.10
2. 法令改正関係審査	… P.11～P.31
3. 重点テーマ審査	… P.32～P.45

「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項」の公表

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務(支)局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

※「情報等活用審査」は、適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、審査対象会社を選定するものだが、本年度は対象がなく実施していない。

- 令和2年度の有価証券報告書レビューについて、現在(令和3年4月8日時点)までの実施状況を踏まえ、複数の有価証券報告書提出会社(以下、「提出会社」という)に共通して把握された事項に関し、記載に当たっての留意すべき事項等を取りまとめた。
- なお、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に関わるものも含まれているため、留意すべき事項等については、提出会社のみならず、監査を実施する公認会計士又は監査法人においても、十分に留意いただきたい。

注) 本資料での好事例としての公表をもって、記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではない。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化は、多くの企業の経済活動に影響を与えている。また、決算担当者を含む多くの人々は新しい働き方への変化を求められることとなり、それに伴い、決算や開示に関する業務負担も増加していると考えられる。
- このような状況に鑑み、本年度の有価証券報告書レビューでは、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の審査を重点的に行う一方で、重点テーマ審査については、審査対象企業が置かれている状況に十分、配慮しながら、実施した。
具体的には、重点テーマを絞る(セグメント情報の審査を中止)とともに、審査対象企業を減らして実施した(例年の3分の1程度の企業に対して審査を実施。)
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不確実性が増している現下の経営環境において、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって極めて重要と考えられる。
そのため、提出会社には、引き続き、重要な情報を積極的に開示することを一層期待している。

(参考)令和2年度有価証券報告書レビューの概要

令和2年3月31日以降を決算期末とする提出会社を対象

((1)(2)は全ての提出会社を対象。(3)は対象会社を選定の上、質問票を送付。)

(1)新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示の審査

企業会計基準委員会が公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2020年4月10日公表、2020年5月11日追補)にもとづき、新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の記載内容を審査

(2) 法令改正関係審査

平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正について(※)、有価証券報告書の記載内容を審査

(※) 令和2年度は「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」及び「監査の状況」が対象。

(3) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目して審査

- ・ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

(注)セグメント情報に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中止。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する 追加情報の開示の審査

新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示（概要）

追加情報

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、新型コロナウイルス感染症が経済活動に大きな影響を与えていることを踏まえ、会計上の見積りに用いた仮定が、財務情報である「追加情報」において、より具体的に開示されるよう周知してきた。

(ASBJがこれまでに公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の主な内容(開示に関連する内容を抜粋))

- 令和2年4月10日:
新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等についてどのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められると考えられる。
- 令和2年5月11日追補:
当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると考えられる。
- 令和2年6月26日更新:
前年度の財務諸表において、追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったときは、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる。また、前年度の財務諸表において仮定を開示していないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になったときは、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を記載する必要があるものと考えられる。
- 令和3年2月10日更新:スライド9を参照

新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示（審査結果）

追加情報

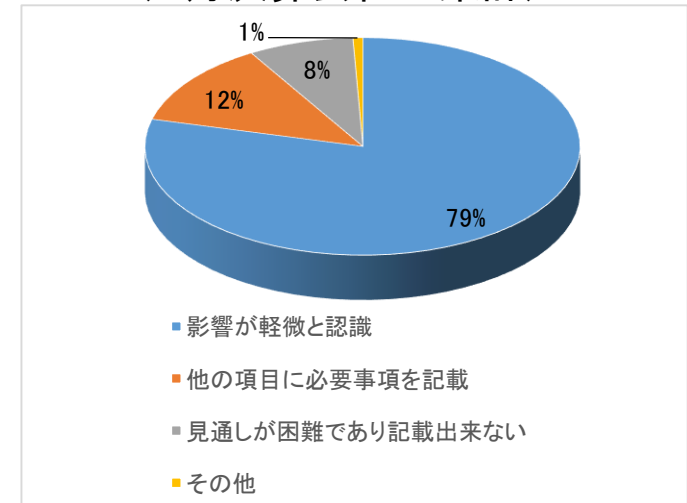
- 令和2年度の有価証券報告書レビューにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示を審査対象として、追加情報の記載の有無やその内容及び追加情報を記載しない場合にはその理由を確認した（提出会社に有価証券報告書と合わせて提出を依頼している調査票において、追加情報を記載しない場合にはその説明を求めている。）。
- 審査の結果、追加情報の記載内容の詳細さには幅があるものの、多くの提出会社が追加情報を記載しており、投資家に十分な情報を提供する姿勢が見られた。（図表1）
- また、追加情報を記載していない会社のうち79%（3月決算会社の数値）が、「新型コロナウイルス感染症の影響が軽微」と回答していることから、追加情報を記載していない会社においても記載要否については慎重な検討が行われたことが推定される。（図表2）
- なお、追加情報を記載していない上記以外の理由として、他の項目に記載しており重複を避けるため（12%）や見通しが全く立たないため（8%）との回答があったが、これらの理由が追加情報を記載しない合理的な理由となるかどうかは、慎重に検討する必要がある。

（図表1）追加情報の記載率（3月決算会社の集計）

会計基準 （※）	有価証券報告書 （2020/3）	第1四半期 報告書 （2020/6）	第2四半期 報告書 （2020/9）	第3四半期 報告書 （2020/12）
日本基準	70.7%	73.0%	75.5%	74.7%

※）国際会計基準及び米国会計基準を適用している会社の有価証券報告書では、追加情報ではなく、会計基準により開示が求められている会計上の見積りに関する注記において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記載が多くみられた。それらを含めると、日本基準以外の会計基準を適用している会社の約8割は、新型コロナウイルス感染症の影響に関する説明をしていた。

（図表2）追加情報を記載しなかった理由（3月決算会社の集計）

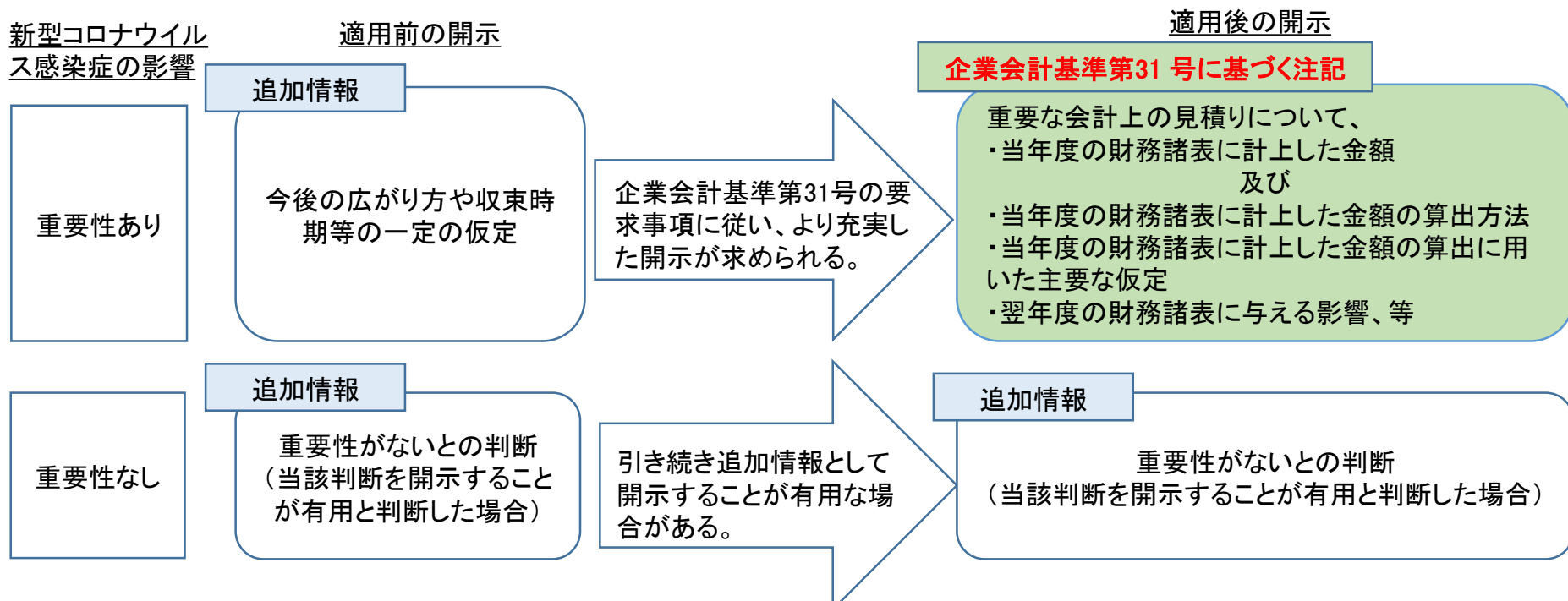


新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示（令和2年度末以降の開示）

追加情報

- 企業会計基準委員会は、令和3年2月10日に議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を更新し、公表した。
- 当該議事概要では、会計上の見積りを行う上での基本的な考え方は従来の議事概要から変わらないとしつつ、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第31号」）の適用前後の取扱いを整理している。
- 企業会計基準第31号の適用後においては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、重要な会計上の見積りに関して、基準の趣旨に沿った充実した開示が期待される。

（企業会計基準第31号適用前後の新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の整理）



会計上の見積りの考え方と開示の充実

- ASBJは、議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(令和3年2月10日)を公表し、会計上の見積りにおいては、「企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。」との考え方を、引き続き周知している。
- また、日本公認会計士協会は、令和3年3月2日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」を公表し、会計上の見積りに関する監査においては、「経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容することは適切ではないが、他方、監査人が、企業の収益力やキャッシュ・フローの獲得能力について、実態と乖離した過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することも適切でない」としている。
- 各提出会社では、会計上の見積りについて監査人とも十分にコミュニケーションをした上で、一定の仮定を置いて最善の見積りをすると考えられるが、特に、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象については、その一定の仮定等が会社によって異なることも想定される。
- そのため、一定の仮定等が会社によって異なる可能性があることを踏まえ、投資家が財務諸表を適切に理解出来るようにするため、会計上の見積りに関して注記や追加情報で特に充実した情報提供をすることが求められる。

法令改正関係審査

令和2年度 法令改正関係審査の対象

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告に基づく開示府令改正の概要

(平成31年1月31日公布・施行)

主な改正内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

令和2年度 法令改正関係審査の対象

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を求める
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める 等

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

令和2年度 法令改正関係審査の対象

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況（監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等）、監査法人による継続監査期間等の開示を求める 等

適用時期

- ① 平成31年3月期から適用（上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」欄に記載の項目等）
- ② 令和2年3月期から適用（①以外）

記述情報の審査に関する考え方

- 本年度の法令改正関係審査の対象とした記述情報については、提出会社の実情に合わせて一定の自由な記載を認めている。そのため、開示する記載内容は各社独自の工夫が期待されるものであり、一律に望ましい開示の在り方を示すことはしない。
- 一方で、法令で求める記載がない事例や法令が求める水準を満たすことのみを目的として最低限の記載をしていると考えられる事例も見られ、投資家が必要とする十分な情報が得られる記載とはなっていない事例も見受けられる。
- そこで、本年度の法令改正関係審査の結果公表では、次ページ以降で、審査の過程で把握した課題があると考えられる事項とそれを踏まえた留意事項を項目ごとに示すとともに、適宜、好事例や改善の余地がある事例の具体例を紹介することで、提出会社の検討に資する情報を提供することにした。
- これらの具体例について、好事例をそのまま引用する、又は、改善の余地があると考えられる開示例のポイントを形式的にチェックリストとして利用することのないよう留意されたい。

審査内容

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づき適切な記載がされているかどうか審査を行った。

審査結果

改正開示府令により、
「経営方針・経営戦略等の記載においては、経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、企業の事業の内容と関連付けて記載」すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- （ア） 経営環境について、経営者の認識に関する記載がない。
（新型コロナウイルス感染症が経営環境に及ぼす影響など、直近の状況を踏まえた具体的な説明がない。）
- （イ） 主な事業と関連付けた経営方針・経営戦略の記載がない。

留意すべき事項

- 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが求められている。
- また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるよう、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが期待される。

経営環境や経営方針・経営戦略に関する記載が現状を反映せずに一般的な内容にとどまる場合、投資家は経営者の認識の妥当性や経営方針・経営戦略の実現可能性について判断することが困難となる。そのため、各提出会社は開示府令の趣旨を踏まえて具体的かつ充実した開示を検討されたい。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示のポイント)

- 新型コロナウイルス感染症の広がりや、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって異なるものと考えられる。このため、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれる。
- また、現状の経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれる。

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の好開示例

キリンホールディングス株式会社（1/2）有価証券報告書（2019年12月期）P12,14-15

経営方針、経営環境

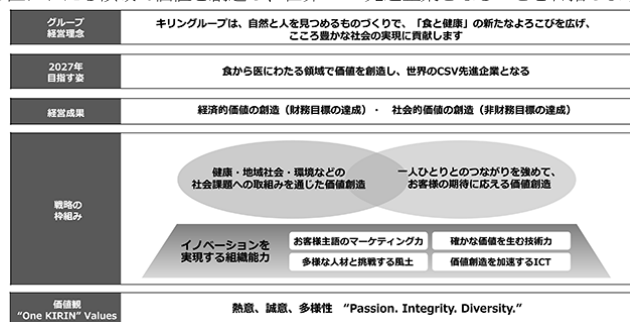
【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】※一部抜粋

(1) 経営の基本方針

当社は2019年度に、2027年に向けた新たなキリングループ長期経営構想である「キリングループ・ビジョン2027」（略称：KV2027）と、KV2027の実現に向けた最初の3カ年計画として「キリングループ2019年-2021年中期経営計画」（略称：2019年中計）を策定しました。また、KV2027の実現に向けた長期非財務目標として、社会と価値を共創し持続的に成長するための指針「キリングループCSVパーパス」（略称：CSVパーパス）を策定しました。

長期経営構想「キリングループ・ビジョン2027」

キリングループは、グループ経営理念及びグループ共通の価値観である“One Kirin” Values のもと、食から医にわたる領域で価値を創造し、世界のCSV先進企業となることを目指します。



食から医にわたる領域における価値創造に向けては、既存事業領域である「食領域」（酒類・飲料事業）と「医領域」（医薬事業）に加え、キリングループならではの強みを生かした「ヘルスサイエンス領域」を立ち上げました。「ヘルスサイエンス領域」では、キリングループ創業以来の基幹技術である発酵・バイオ技術に磨きをかけ、これまで培ってきた組織能力や資産を生かし、キリングループの次世代の成長の柱となる事業を育成していきます。また、社会課題をグループの成長機会に変えるために、イノベーションを実現する組織能力をより強化し、持続的な成長を可能にする事業ポートフォリオを構築していきます。

キリングループの事業領域



キリングループ2019年-2021年中期経営計画

2019年からの中期経営計画では、資産効率に応じた資源配分を徹底し、既存事業のキャッシュ創出力をさらに高めます。創出したキャッシュは、既存事業成長のための投資に優先的に振り向けると共に、株主還元の一層の充実を図り、企業価値を最大化します。

また、食領域・医領域の既存事業領域に加え、既存事業の強みを生かした「ヘルスサイエンス領域」を立ち上げ、育成を進め、キリングループの持続的な成長につなげます。

（中略）

（重要成果指標）

2019年中計の財務指標について、平準化EPS成長による株主価値向上を目指すと共に、成長投資を優先的に実施する3カ年の財務指標として新たにROICを採用しています。また、社会・環境、お客様、従業員との共有価値実現に向けて、非財務目標を設定しました。

(2)

1. 財務目標※1

・平準化EPS※2 年平均成長率 5%以上

・ROIC※3 2021年度 10%以上

※1 財務指標の達成度評価にあたっては、在外子会社等の財務諸表項目の換算における各年度の為替変動による影響等を除く。

※2 平準化EPS＝平準化当期利益／期中平均株式数

平準化当期利益＝親会社の所有者に帰属する当期利益±税金等調整後その他の営業収益・費用等

※3 ROIC＝利払前税引後利益／（有利子負債の期首期末平均＋資本合計の期首期末平均）

（中略）

（コーポレートガバナンス）

重要成果指標（財務目標・非財務目標）及び単年度連結事業利益目標の達成度を役員報酬に連動させることにより、株主・投資家との中長期的な価値共有を促進しています。

〔業績評価指標〕

・年次賞与 連結事業利益※5、個人業績評価※6

・信託型株式報酬※7 平準化EPS、ROIC、非財務評価※8

※5 売上収益から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除した、事業の経常的な業績を測る利益指標です。

※6 個人業績評価は、取締役会長及び取締役社長以外の取締役に適用されます。

※7 業績評価期間の翌年に業績目標の達成に応じたポイントを付与し、原則として、業績評価期間の開始から3年を経過した後の一定の時期に付与されたポイントに相当する数の株式が交付されます。

※8 非財務評価は、CSVコミットメントの進捗及び達成状況の評価とし、4つの重点課題（「酒類メーカーとしての責任」、「健康」、「地域社会・コミュニティ」、「環境」）に応じた取組みを総合的に評価したものです。

(1) 経営の基本方針について、図示しながら平易に記載、

(2) 財務KPIをその算定方法も含めて具体的に記載するとともに、役員報酬の関係についても記載

金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2020」で上記以外の好開示例も参照可。

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の好開示例

キリンホールディングス株式会社（2/2）有価証券報告書（2019年12月期）P12,14-15

経営方針、経営環境

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】※一部抜粋

(3) 会社の対処すべき課題

キリングループを取り巻く環境をグローバルで見ると、「食領域」では嗜好の多様化や価格の二極化が進み、「医領域」では薬価引き下げや後発品の浸透が進んでいます。また、少子化や高齢化に起因する人口構成の構造的問題に始まり、WHO（世界保健機関）によるアルコール規制に向けた動き、肥満防止のための砂糖税の導入、超高齢社会における医療費負担の増加抑制に向けた薬価低減傾向等、キリングループの各事業を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。気候変動や海洋プラスチック等の地球規模での環境問題や人権尊重に対する取り組み等、社会が抱える課題も山積しています。

キリングループは、これらの課題解決を事業の成長機会として捉え、社会とともに歩むことで、持続的な成長を実現したいと考えています。そして、2019年中計の達成とKV2027の実現に向けて、2020年も既存事業の収益力を強化し、新規事業の立ち上げと育成に注力します。

また、各事業が持続的に成長し競争力を強化していくために、実効性のあるCSV戦略を推進します。“酒類メーカーとしての責任”への対応や、CSV重点課題のうち“健康”に対する取り組みを前進させるために、「ヘルスサイエンス領域」を育成します。“環境”については、自然と社会全体に対して今まで以上に貢献するために、生物資源、水資源、容器包装、気候変動を4つのテーマとする「長期環境ビジョン」を改定し、ポジティブインパクト※1を創出します。社内外のステークホルダーとのCSVに関するコミュニケーションを強化し、価値を共創するとともに、CSV経営への共感を高めていきます。

※1 自社で完結する取り組みの枠を超え、取り組みそのものとその波及範囲を社会全体へと拡大し、これからの世代を担う若者をはじめとする社会とともに未来を築いていくという考え方で。

① 既存事業の利益成長

既存事業である「食領域」と「医領域」では、強みを活かせる領域や主要ブランドへの集中戦略等により、持続的な成長を目指します。同時に、外部環境変化に耐え得る収益基盤も構築していきます。さらに、キリングループ独自の研究開発力やマーケティング力、戦略的な投資を組み合わせ、お客様の潜在的なニーズにお応えする新たな価値を提供し、事業領域の拡大を図ります。

「食領域」：収益力の更なる強化

国内酒類市場を見ると、ビール類市場が縮小する一方でRTD市場の拡大が進み、2020年10月には酒税改正※2が予定されています。キリンビール㈱は、市場環境変化に対応し同質化競争から抜け出すため、“10年後も残るブランド”づくりを進めます。具体的には、主力ブランドに投資を集中したマーケティング活動と、営業現場と本社部門の協働により、「キリン一番搾り生ビール」や「本麒麟」等の主力ブランドを育成します。将来の成長に向けた種まきとして、クラフトビール拡大に向けた活動の強化や、お客様のニーズを先取りしたイノベティブな商品やサービスの開発も進めます。原材料費や物流費の上昇も予想されるため、全社最適の視点で生産・物流体制を構築し、SCMコストの低減を目指します。

メルシャン㈱では、間口拡大によるワイン市場の活性化と収益構造改革を進めます。「シャトー・メルシャン」は日本でもまれな3つのワイナリーにおけるお客様との接点を生かして、日本ワインの代表ブランドとしての地位を確立します。

※2 ビール類（ビール・発泡酒・新ジャンル）の酒税一本化、日本酒・ワイン・RTDの酒税一本化を目的に、2020年・2023年・2026年の3回にかけて、段階的に酒税改正が行われる予定です。

国内飲料市場の成長は横ばいとなり、健康や環境への配慮が求められています。こうした中でキリンビバレッジ㈱は、“CSVの実践を軸とした成長による利益創出”を目指しています。基盤ブランドの「キリン 午後の紅茶」と「キリン 生茶」に投資を集中し、より強固なブランド体系を構築します。さらに、成長を続ける健康領域の強化を継続します。無糖・低糖飲料や、キリングループの独自素材「プラズマ乳酸菌※3」等の素材を配合した商品や機能的表示食品の拡大に注力します。また、事業が長期にわたり持続的に成長するには、SCM体制の再構築とプラスチック廃棄物問題への取り組みを中心とする環境対策の強化が継続的な課題です。生産拠点と連携した物流新拠点の立ち上げや、ペットボトルのリサイクル体制づくりを進め、課題に機敏に対処します。

※3 キリングループが学会や学術論文の発表を通して研究を進めている乳酸菌です。体の免疫の仕組みにおいて司令塔の役割を果たすプラズマサイトイド樹状細胞を直接活性化させることから名づけました。

オセアニア市場では、お客様の嗜好の変化や近年の競争激化、容器保証金制度等の規制強化によるコストアップへの対応が課題です。ライオン社では、お客様が求める商品をより徹底して見つめ直し、ブランド成長の実現を目指します。業務の効率化やデジタル技術の活用等によるコスト構造改革を進め、ブランド育成に向けた投資や豪州でのERP※4システム導入等に伴う費用増加の影響を最小化します。さらに、ライオン社が中核となりキリングループ全体でクラフトビール戦略をグローバルに推進することで新たな成長軸を確立し、持続的な成長を目指します。

※4 Enterprise Resources Planning（企業資源計画）の略です。販売、生産、人事、経理等の基幹情報を統合することで経営の効率化を図る概念及びそのシステムを指します。

ミャンマー市場では、新たなプレーヤーの市場参入により競争環境が厳しさを増しています。ミャンマー・ブルワリー社では、主力商品「ミャンマービール」と成長著しいエコノミーカテゴリーの「アンダマン ゴールド」を軸に、強みであるSCM機能の活用や先進のマーケティング手法の導入等により、変化に柔軟に対応し急成長する需要を取り込みます。

米国北東部を拠点とするコーク・ノーススイースト社では、炭酸飲料を中心とした単価改善、業務効率化やコスト削減を推し進め、収益性を高めていきます。事業エリア統合後の一体感醸成に向けた取り組みも継続します。

「医領域」：飛躍的な成長の実現

国内での薬価改定や後発品上市によるリスクが課題です。これらを低減するため、協和キリン㈱では、グローバル戦略3品である「Crys vita」、「Poteligeo」、「Nourianz」を成長の柱として販売を拡大します。これらの製品に続く次期グローバル製品候補やパイプラインの開発も推進します。医薬品のグローバル安定供給体制をより強化して運用します。「One Kyowa Kirin」体制の定着と、「グローバル・スペシャリティファーマ」にふさわしい企業文化の醸成を進めていきます。

- 経営戦略について、認識した経営課題、市場の状況、自社の主要製品・サービスの内容等を踏まえ、事業領域ごとに具体的に記載

金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2020」で上記以外の好開示例も参照可。

審査内容

事業等のリスクについて、平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づき適切な記載がされているかどうか審査を行った。

審査結果

改正開示府令により、
「経営者が連結会社の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載

すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- (ア) 経営環境等の変化が想定されるところ、過年度から記載内容の見直しがされていない。
(他の記載箇所新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた旨の記載があるものの、事業等のリスクでは一切触れられていない、など。)
- (イ) 記載されている事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、影響の内容、リスクへの対応策、などの具体的な記載がない。

留意すべき事項

- 事業等のリスクの開示においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性がある」と経営者が認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載することが求められている。
- また、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載することも求められている。

事業等のリスクが一般的なリスクの羅列や抽象的な記載にとどまる場合、投資家は自らの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を理解することが困難となる。そのため、各提出会社は開示府令の趣旨を踏まえて具体的かつ充実した開示を検討されたい。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示のポイント）

- 経営者として、新型コロナウイルス感染症による自社のビジネスへの影響を検討し、当該感染症が経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している場合には、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載する必要がある。
- 記載にあたっては、取締役会や経営会議等における議論の内容（経営者の視点での状況認識・分析と、これに対する対応策）を記載する等、具体的に記載することが求められる。

「事業等の「リスク」」の好開示例

コニカミノルタ株式会社（1/2） 有価証券報告書（2020年3月期） P17-18

事業等のリスク

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

（1）当社のリスクマネジメント体制

当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下のリスク管理体制の構築と運用にあたっております。

当社グループの事業活動に関する事業リスク及びオペレーションリスクについては、執行役の職務分掌に基づき各執行役が、それぞれの担当職務ごとに管理することとし、リスクマネジメント委員会はそれを支援しております。また、リスクマネジメント委員会は、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っております。

（2）

（2）当社のリスクマネジメント体制の運用状況

当社は、リスクマネジメント委員会を定期的（年2回）及び必要に応じて臨時に開催しております。この委員会では、企業活動に関して抽出されたリスクとその対応策を策定するとともに、リスクマネジメントシステムが有効に機能しているかどうかの検証・評価を行っております。2019年度は、同委員会を2回開催し、2018年度から引き続き、主に米中貿易摩擦に端を発したグローバルでの保護主義的な潮流に対し、事業に影響度の高い地域・国に適用される制裁や新たな法規制等の定期的なモニタリングを実施しました。

また、リスクマネジメント委員会の協議内容は定期的な監査委員会に報告され、特に経営上・事業上重要なリスクに関しては取締役会に報告、協議されております。

さまざまなリスクによって発生するクライシスに対しては、迅速・適切に対応するためにクライシス発生時の報告ルールを設け、執行役や当社子会社役員等に周知しております。その報告ルールに沿って、世界各地で発生した災害事故、その他のクライシスに関する情報を危機管理担当執行役が集中管理しております。特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、2020年1月よりCEOを最高責任者とする危機管理臨時体制を立ち上げ、対応策（BCP）策定と実行推進を行っております。

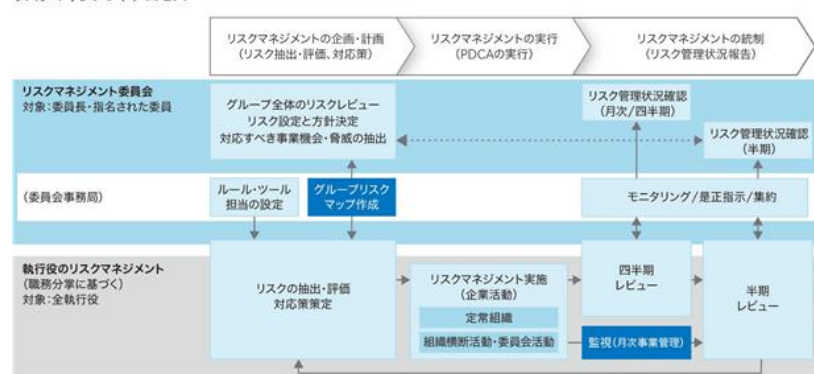
（3）事業等のリスク

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性がある主要なリスクとして、以下で記載しておりますが、これらのリスクは必ずしも全てのリスクを網羅したものではなく、想定していないリスクや重要性が低いと考えられる他のリスクの影響を将来的に受ける可能性もあります。

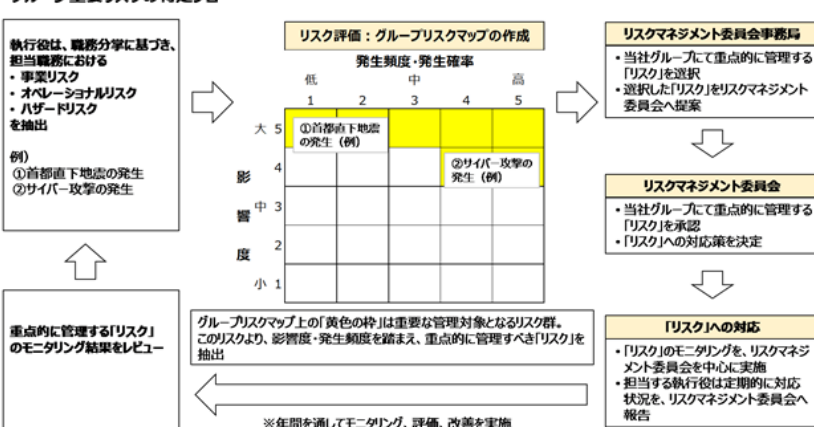
また、当社は、リスクを「組織の収益や損失に影響を与える不確実性」と捉えております。リスクを単にマイナスの側面からだけでなく、「機会」としてのプラスの側面からも捉えたうえで、リスクマネジメントを「リスクのマイナス影響を抑えつつ、リターンの最大化を追求する活動」と位置づけております。

記載事項のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において入手可能な情報等に基づいて、当社グループが判断したものであります。また「新型コロナウイルス感染症の影響」に関する事項については、本記載項目の最後にセグメントごとにまとめて記載をしております。なお、当該事項のうち将来に関する記載事項は2020年5月末現在において当社グループが判断したものであります。

リスクマネジメントプロセス



グループ重要リスクの特定フロー



- （1）リスクマネジメント体制やグループ重要リスクの特定フローを図示し、リスク管理方法やリスクの選定方法について平易に記載
- （2）リスクマネジメント委員会の開催頻度、モニタリング内容を記載。また新型コロナウイルス感染症下におけるリスクマネジメント体制についても記載

金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2020」で上記以外の好開示例も参照可。

「事業等のリスク」の好開示例

コニカミノルタ株式会社（2/2） 有価証券報告書（2020年3月期） P17-18

事業等のリスク

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(3) 事業等のリスク

③その他のリスク

(5) 情報セキュリティ

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大

●リスク

当社グループは、様々な事業活動を通じて、お客様や取引先の個人情報あるいは機密情報を入手することがあります。これらの情報管理につきましては、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等が不測の事情により発生する可能性があります。また、技術、契約、人事等に関する当社グループの機密情報が第三者に漏えい、不正使用された場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

●対応・機会

情報管理について、適切な技術対策や社内管理体制の整備、従業員への教育等の対策を講じております。また、サイバーインシデントに対応する組織としてCSIRTを全グループで運用し、セキュリティインシデントを想定した訓練を実施しております。さらに、製品・サービスに関して開発・設計・製造・販売・保守の全てのフェーズにおいて委託先を含めてサプライチェーン全体を一貫したセキュリティポリシーにてリスク管理を行うための包括的セキュリティマネジメント体制を2020年度より発足いたします。これらを通してセキュリティの強化に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響によるテレワーク者増加に合わせて、よりセキュリティに配慮した勤務環境を提供する必要があり、外部からの不正アクセス防止のため、暗号化通信によるセキュアなネットワーク環境の提供と、会社指定デバイス以外からのネットワーク接続を制限しております。

また、当社グループはお客様のセキュリティ対策強化の支援にも注力しております。IT管理サービスとしてネットワークやアプリケーションの脆弱性の監視・管理サービス、リスクアセスメントを行うとともに、複合機からの情報漏洩を防止するためのデータの暗号化、パスワード設定やログ管理の機能、設定状況の監視と通知サービスを行う「bizhub（ビズハブ）SECURE」をグローバルに展開しております。新製品の「bizhub i-SERIES」には、社内ネットワークへのウイルス拡散を防止するため、すべての文書・FAXデータのウイルスをチェックする機能を搭載しております。オフィス内のITシステムを統合管理する「Workplace Hub」には、Sophos社のファイアウォール機能が搭載されており、ネットワークのリスクや脅威の検知と排除、情報漏洩に対応しております。

④新型コロナウイルス感染症に関するリスク

1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：1年以内 影響度：大

当社グループは、グローバルな事業を展開しており、売上高における日本以外の地域の構成比は、80%以上を占めます。そうした事業環境下において、2020年1月下旬から顕在化した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、各国政府によるロックダウン（都市封鎖）や活動自粛要請などにより、中国・アジア地域ではサプライチェーンや生産活動に混乱をきたし、当社グループにおいても一部の工場で一時的に操業停止や減産などの対応を、欧米地域では当社の顧客企業の事業活動が停滞し大きく需要が減少したため、当社の販売活動の停滞を余儀なくされました。新型コロナウイルスによる感染症の影響は、感染の規模や収束の時期について、5月末現在において入手可能な情報等に基づいて、当社グループが判断し一定の想定をしておりますが、その想定は不確実性があるため、業績に与える影響を具体的に予想することが困難であります。

一方、新型コロナウイルス感染症と闘いながら経済活動を再開していく過程においては、医療従事者への一層の支援が必要とされるとともに人々の価値観や働き方にも変化が生じると想定されます。胸部X線のAI診断支援、遠隔診断支援や「Workplace Hub」を活用した多拠点連携による働き方改革支援、自社実践から得られたテレワークのノウハウ提供等は、これらの社会課題の解決を通じ事業機会拡大も想定されます。

(1) 事業等のリスクについて、経営者が考えている発生可能性、顕在化する時期、顕在化した際の影響を具体的に記載

以下、セグメントごとに、リスク（マイナス側面）と機会（プラス側面）の両面からご説明します。

●リスク・機会

(オフィス事業・プロフェッショナルプリント事業)

顧客企業のテレワークや事業活動の制限により、製品購入判断や設置の遅延、商談機会の制約や長期化、印刷量の減少が想定され、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、テレワークなどの新しい働き方を支援する当社のITサービス・ソリューションや「Workplace Hub」は、主要顧客である中堅・中小企業や官公庁に強固な情報セキュリティを確立しながら、遠隔での協働を実現するソリューションとして販売機会の拡大の可能性が想定されます。

(ヘルスケア事業・バイオヘルスケア分野)

病院における一般患者や被検者の減少、当社グループからの病院や製薬企業への訪問が制約されることなどにより、販売の一時的な減少が想定されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束後には、これらの需要は戻ってくるものと見ており、加えて感染症対応も含めた持続可能な医療環境を支援する遠隔画像診断システム、X線動態解析とAI読影支援システム、医療画像管理と施設間連携をサポートする「infomity（インフォミティ）」、遠隔診療やカウンセリングシステム、従業員健康管理プログラムなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

なお、2020年4月に、米国政府からの要請を受け、検査ラボとRNA検査技術を活用し、企業・医療関係者からのPCR・抗体検査を受託しました。創薬支援においては新型コロナウイルス治療薬の研究を支援するべく取り組んでおります。

(産業用材料・機器事業)

顧客企業のFPD（フラットパネルディスプレイ）製造ライン増設の遅延や最終製品の需要増減の影響が想定されます。

一方、新しい働き方の広がりに伴って、需要の拡大が期待されるノートPCやタブレット、スマートフォンなどの中小型ディスプレイ用の部材販売や、顧客製造ラインの検査工程の自動化による省人化を支援する当社グループ独自のソリューションなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

画像IoTの分野においては、AI解析によるサーマルカメラの体温温度測定ソリューションの需要が高まり、販売機会が拡大しております。

(調達・生産)

新型コロナウイルス感染拡大は、当社のサプライヤーの企業活動にも影響を与えており、サプライヤーの事業継続コストによる調達品目の価格高騰、もしくは事業継続が困難と判断された場合の代替品調達に伴う追加費用の発生などが生じる可能性があります。

●対応

当社では、2020年1月よりCEOを最高責任者とする危機管理臨時体制を立上げ、対応策（BCP）策定と実行推進を行いました。新型コロナウイルス感染拡大に対し、各国政府・地域の法令・指導に従い、グループで働く人々とその家族、お客様、お取引先様を始めとする全てのステークホルダーの皆様の健康と安全確保を最優先に考え、感染拡大を防止するとともに、社会やお客様への製品・サービスの提供に支障が生じないよう、生産・物流を含めたサプライチェーン網の維持等にも最大限の努力を続けております。特に、生産では以前より自社生産のデジタル化（DX化）に取組み、その効果をサプライヤーにも展開することで生産性の向上と品質、コストの競争力強化を進めております。

日本国内では、従業員に対し以前から推進している在宅のテレワークを引き続き推進し、従業員の高いパフォーマンス発揮のため、きめ細かなITサポートを拡充しております。

また、従業員が新型コロナウイルスに「感染しない・うつさない」ための行動ガイドラインを作成し、オフィスにおける具体的な取組み（30分単位の室内換気、少人数定員の座席配置、小まめな手洗いや勤務中のマスク着用等）を徹底しました。さらには、在宅のテレワークを続けることで生じる従業員間の意思疎通や生活リズムの変化などの従業員のメンタルリスクに対して、相談窓口の設置などのメンタルケアを行っております。グローバル各拠点でも、上記のとおり各国政府など行政の要請に基づき、適切に対応しております。

(2) 各リスクについて、リスクの内容とその対応策を具体的に記載

金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2020」で上記以外の好開示例も参照可。

審査内容

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)について、平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づき適切な記載がされているかどうか審査を行った。

審査結果

改正開示府令により、
「経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を記載」、「連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響を記載」
すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- (ア) 複数セグメントを有するにも関わらずセグメントに紐づけた説明がない。
- (イ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に関する項目がない。
- (ウ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に関する項目はあるものの府令で求められる具体的な内容の説明がない。

留意すべき事項

- 経営成績等の状況に関しては、単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、経営者の評価を提供することが求められている。
- 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、それらと実績との差異などにより、企業の業績に予期せぬ影響を与えるリスクがあるため、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、充実した開示が行われることが求められる。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示のポイント）

（経営成績等の状況）

新型コロナウイルス感染症が、経営成績等に大きな影響を与えている状況において、KPIの達成状況等を記載する場合には、当期の増減要因として単に「新型コロナウイルス感染症の影響」と記載するのではなく、新型コロナウイルス感染症による影響とそれ以外の影響とに区分し、それぞれの内容を具体的に記載することが期待される。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りを行う上で企業が新型コロナウイルス感染症の影響についてどのような仮定を置いたかについては、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に基づく注記や「追加情報」において具体的に開示されることが求められており、MD&Aの「会計上の見積り」においても不足する情報を補足することが期待される。

「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の好開示例 株式会社リクルートホールディングス 有価証券報告書（2020年3月期） P43-45

**MD&A
（経営成績等）**

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(i) 経営成績等の分析

ii セグメント業績の概況

メディア&ソリューション事業

当事業セグメントは、販促領域及び人材領域の2つの事業領域にて構成されています。

販促領域は各分野で当事業セグメントが有するオンラインプラットフォーム及び紙メディアへの広告を通じて企業クライアントの集客を支援しています。代表的なオンラインプラットフォームとして、住宅の売買や賃貸等に関する「SUUMO」、結婚に関する「ゼクシィ」、主に国内旅行に関する「じゃらん」、飲食店に関する「HotPepperグルメ」、ヘアサロン等美容サロンに関する「HotPepper Beauty」等があります。更に、「Air ビジネスツールズ」等を中心としたSaaSソリューションを展開し、主に中小企業クライアントの予約・顧客・販売管理、決済、従業員管理、その他の事業運営等をクラウドを活用してサポートしています。また、販促領域は各分野で当事業セグメントが有するオンラインプラットフォーム及び紙メディアからの情報を通して、個人ユーザーに日常生活におけるより多くの選択肢を提供しています。

（中略）

当事業セグメントの業績及び関連データ等は以下のとおりです。

	前第4 四半期	当第4 四半期	増減	増減率 (%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減	増減率 (%)
売上収益（合計）	193.7	192.8	△0.8	△0.4	721.4	755.9	34.4	4.8
販促領域	105.2	113.0	7.8	7.5	400.4	438.5	38.1	9.5
住宅分野	28.1	30.6	2.5	9.0	104.1	113.3	9.2	8.9
結婚分野	13.0	12.2	△0.8	△6.2	54.9	52.0	△2.9	△5.3
旅行分野	14.9	16.8	1.8	12.7	61.6	73.4	11.7	19.1
飲食分野	10.0	9.8	△0.2	△2.1	38.8	39.2	0.3	0.9
美容分野	18.7	21.1	2.4	13.3	72.0	81.6	9.5	13.3
その他	20.3	22.3	1.9	9.7	68.7	78.9	10.1	14.7
人材領域	86.6	79.1	△7.4	△8.6	316.8	314.1	△2.6	△0.9
国内人材募集分野 （注1）	78.2	70.0	△8.1	△10.5	283.9	277.8	△6.1	△2.2
その他	8.3	9.1	0.7	8.9	32.8	36.2	3.4	10.4
全社／消去（メディア& ソリューション事業）	1.9	0.6	△1.2	△65.8	4.1	3.1	△0.9	△23.4
セグメント利益 （セグメント調整後EBITDA （合計））	32.2	34.2	1.9	6.1	172.4	182.9	10.4	6.1
販促領域	18.8	18.6	△0.2	△1.4	109.8	115.9	6.1	5.6
人材領域	17.9	18.8	0.8	5.0	79.2	83.4	4.2	5.3
全社／消去（メディア& ソリューション事業）	△4.5	△3.1	1.3	—	△16.6	△16.5	0.0	—
セグメント利益 マージン（セグメント調整後EBITDA マージン）（単位：％）（合計）	16.7	17.8	1.1	—	23.9	24.2	0.3	—
（注3）								
販促領域（注3、4）	18.0	16.5	△1.5	—	27.4	26.4	△1.0	—
人材領域（注3、4）	20.7	23.7	3.1	—	25.0	26.6	1.6	—

（注1）前第2四半期及び当第1四半期に当分野に属する子会社を譲渡しており、その影響を控除した際の前年同期比は9.9%減、前連結会計年度比は0.9%減（注2）

（注2）前年実績から、譲渡した子会社の前年実績の数値を除いて算出

（注3）前第4四半期及び前連結会計年度はEBITDA及びEBITDAマージン、当第4四半期及び当連結会計年度は調整後EBITDA及び調整後EBITDAマージン

（注4）当第4四半期及び当連結会計年度における販促及び人材領域に含まれる子会社の一部のセグメント利益はIFRS第16号の適用影響を調整しておらず、当該調整金額は全社／消去に含めていますが、その影響は軽微です。

									2019年	2020年
									3 月期	3 月期
(単位)	Q1末	Q2末	Q3末	Q4末	Q1末	Q2末	Q3末	Q4末		

事業データ

「HotPepperグルメ」 ネット予約人数累計（注1）	万人	1,905	3,718	6,577	8,850	2,181	4,240	7,295	9,289
「HotPepper Beauty」 ネット予約件数累計（注1）	万件	2,272	4,719	7,163	9,699	2,782	5,727	8,615	11,454
「Airレジ」登録アカウント数 （注2）	万	34.9	36.4	38.1	40.2	42.2	44.9	46.9	48.8
「スタディサプリ」有料会員数 （注3）	万人	55.9	58.6	59.8	61.4	74.1	75.9	76.4	79.9

（注1）キャンセル前予約受付ベース、各連結会計年度期首からの累計数値

（注2）登録アカウント数は、当該サービス登録加盟店舗数及び事業所数を指し、アクティブ及びノンアクティブアカウントを含みます。

（注3）従来は「スタディサプリ」有料会員数のうち、高校生向けサービスのみを開示していましたが、2019年3月期より、「スタディサプリ」の有料会員数の合計を開示しています。なお、有料会員数とは、小学生、中学生及び高校生向け講座並びに「スタディサプリEnglish」の有料会員数の合算値です。

（1）財務情報におけるセグメント単位に加え、経営方針・経営戦略等の説明に適した単位（「住宅分野」、「結婚分野」等の単位）で記載

（2）財務情報に加えて、その理解の参考となる指標（「ネット予約人数累計」、「ネット予約件数累計」等）を時系列で記載

**金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2020」
で上記以外の好開示例も参照可。**

改善の余地があると考えられる開示例（会計上の見積り）

MD&A
(会計上の見積り)

(実際の事例をもとに一部加工)

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(X) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は異なる場合があります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (※項目名のみ抜粋)

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

【改善の方向性】

- 財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものが何であるかが明確になるように説明。
- 見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響を記載。

＜改善の余地があると考えられるポイント＞

MD & Aに一般的な事項のみ記載し、詳細については「財務情報を参照」としているが、参照先でも法令で求められている内容を読み取ることが出来ない。

(注) 2021年3月末以降より「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される。当該注記等により、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。ただし、記載を省略する場合には全体として必要事項が十分に記載されているか慎重に検討されたい。

審査内容

監査の状況について、平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づき適切な記載がされているかどうか審査を行った。

審査結果

改正開示府令により、
「当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載」、「監査法人の継続監査期間を記載」

すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- (ア) 監査役等の活動状況の記載が形式的な内容（会議に出席、書類の閲覧、等）にとどまる。
- (イ) 監査役等の具体的な活動が読み取れない。
- (ウ) 監査法人の継続監査期間の記載がない。

留意すべき事項

- 提出会社の監査役及び監査役会の活動状況に関しては、投資家が提出会社のコーポレート・ガバナンスの状況を評価する観点から、具体的に記載することが期待される。そのため、単に会議の開催頻度や参加回数を記載するにとどまらず、具体的にどのような点を重点的に監査したか等の情報提供が求められる。
- 監査法人の継続監査期間は、監査人の独立性を判断する観点から重要な情報であるとされており、監査人の交代直後である等の一定の場合を除き、記載が求められている。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示のポイント）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、計算書類や事業報告に対する監査において従前どおりの手続きが行えない等、計画していた監査役等の活動のうち実施困難となったものがあれば、その内容を記載するとともに、代替的な対応を記載することが重要と考えられる。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、会計監査人の監査の遂行に支障をきたす状況が生じた場合には、適正な監査の確保に向けて監査役等が、会計監査人とどのような協議を行い、どのように対応をしたかについて、具体的に記載することが考えられる。

「監査の状況」の好開示例

味の素株式会社（1/2）有価証券報告書（2020年3月期） P68-69

監査の状況

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

（3）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

1. 組織・人員

当社の監査役は5名であり、常勤監査役2名と社外監査役3名から構成されています。当社監査役会は、最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしており、また社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとしています。現在、監査役会議長は富樫洋一郎常勤監査役が務めており、田中静夫常勤監査役および天野秀樹監査役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役として選任しています。田中静夫常勤監査役は、1980年に当社に入社して以降、財務・会計業務に携わり、2002年に財務部財務グループ長、2008年に監査部長を歴任し、2012年に現職に就任しました。天野秀樹監査役は、1980年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2011年には有限責任あずさ監査法人副理事長（監査統括）、2015年には同法人エグゼクティブ・シニアパートナーを歴任し、2018年6月より現職に就任しました。各監査役の当事業年度に開催した監査役会および取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査役会	取締役会
常勤監査役	富樫 洋一郎	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
常勤監査役	田中 静夫	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
独立社外監査役	土岐 敦司	100% (14回/14回)	94% (17回/18回)
独立社外監査役	村上 洋	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
独立社外監査役	天野 秀樹	100% (14回/14回)	94% (17回/18回)

監査役の職務を遂行する組織として監査役室を設置し、2020年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを8名（専任7名、兼任1名）配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っています。当該監査役スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しています。

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計14回開催し、1回あたりの所要時間は約2時間でした。年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議11件：監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人候補の選定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会の監査報告書、監査役選任議案に対する同意、監査役室予算の策定、会計監査人の監査報酬追加同意等

報告44件：取締役会議題事前確認、監査役月次活動状況報告および社内決裁内容確認、監査役ホットライン通報報告、会計監査人の選任プロセス状況報告等

審議・協議 8件：監査役活動年間レビュー、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等

また、監査役会を補完し、各監査役間の監査活動その他の情報共有を図るため監査役連絡会を毎月1回開催しています（当事業年度12回実施）。

3. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査役が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査役全員による取締役社長・コーポレート担当の取締役専務執行役員との会談を年4回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、1年間の部門監査やグループ会社往査を踏まえ、年度末に常勤監査役と管掌役員との面談を実施し、必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役員および各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

土岐監査役は、取締役会の任意委員会であるコーポレート・ガバナンス委員会の委員に就任し、当事業年度は6回出席しました。

監査役会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況、2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、3) 「働き方改革」その他人財への取組み、4) 棚卸資産管理、のモニタリングおよび 5) 会計監査人の評価・選任、を重点監査項目として取組みました。

1) ガバナンス状況：

グローバルガバナンスに関する規程等の運用状況を月次ベースで確認し社内決裁の内容の共有を行い、課題ある場合には改善に向けた提言を行いました。

2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理：

社外監査役も含め分担し、国内外グループ会社の中から重要性およびリスク・アプローチに基づき海外グループ会社12社を対象に往査を実施しました。

国内グループ会社14社の常勤監査役16名との会議・面談を年4回実施した他、日常的情報共有をグループ会社監査役と行いました。

一昨年度体制が整備・強化された内部通報制度の実施状況のモニタリングを継続すると共に、その一翼を担う監査役ホットラインにおいてグループの役員に関する通報に直接監査役が対応しました。

3) 「働き方改革」その他人財への取組み：

国内外グループ会社対象のエンゲージメント・サーベイ結果の検証、営業拠点3カ所を含む計11部門の監査時のヒアリングや企業行動委員会等の報告を通じ取組み状況および課題への対応を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において国内グループ各社での展開状況を共有・確認の上、経営陣に必要な提言を行いました。

4) 棚卸資産管理：

グループ常勤監査役会議において財務・経理部より棚卸管理ガイドラインの説明を受けた上で、本年度共通テーマとしてモニタリングを継続しました。

（1）監査役会と取締役会の開催回数と各監査役の出席回数に加え、1回あたりの所要時間も記載

（2）監査役会における決議、報告、審議・協議の主な内容を具体的に記載

「監査の状況」の好開示例

味の素株式会社（2/2）有価証券報告書（2020年3月期） P69-70

監査の状況

(5) 会計監査人の評価・選任：

社内関連部門と連携し、新たな会計監査人の選任プロセスを検討の上、実施しました。その結果、来年度の会計監査人を交代することを監査役会に決定し、定時株主総会における議案請求をおこなうことを決めました。

会計監査人選定のプロセスは、次のとおりです。

プロセス	時期	具体的な内容
提案依頼書の作成・送付	8月上旬 ～9月上旬	監査方針、監査体制・計画に関して、当社として確認したい項目を網羅した提案依頼書を作成し、監査法人に送付
面談実施と追加情報提供	9月下旬 ～10月上旬	現会計監査人以外の監査法人から提供依頼のあった詳細資料について、面談・内容確認の上、提供
提案プレゼンテーション	11月11日、 11月14日	三監査法人により実施、約1時間のプレゼンテーションの後、約30分の質疑応答
詳細確認セッション	11月中旬 ～11月下旬	会計基準の考え方や非監査業務の提供方針等、実務面の詳細について確認
監査提案評価と比較検討	11月中旬 ～11月下旬	当監査役会の内規に基づき設定した評価ポイントを踏まえ、提案の評価と比較検討を実施
監査役間の意見交換	11月27日	面談に参加した監査役3名の間で提案に関する意見交換を実施
執行側との意見交換	12月16日	財務・経理部および監査部の執行側部門と意見交換実施
監査役会での決議	12月18日	第6回監査役会にて「第143期会計監査人候補として有限責任あずさ監査法人を選任（内定）する」ことを決議

(6) 社外取締役との連携

社外監査役3名は、社外取締役3名との間で「社外役員連絡会」を開催し、情報・意見交換を行いました（非業務執行取締役1名同席）。当事業年度は2019年9月5日、2019年12月2日および2020年2月28日の3回実施しました。

② 内部監査の状況

1. 組織、人員及び手続

当社の内部監査は、監査部が内部監査規程及び監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。監査部長は、取締役社長に監査報告書を提出し、その写しを常勤監査役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および報告を監査部で実施しています。監査部の要員数は、35名（2020年3月31日現在）です。

内部監査と監査役監査の主な連携内容は、次のとおりです。

連携内容	時期	概要
監査役・監査部連絡会	4月、7月 10月、1月	各四半期の監査結果・活動内容（含J-SOX監査）の共有および意見交換
J-SOX監査についての監査役への報告	4月	前年度の財務報告に係る内部統制の評価状況を監査役会にて報告

2) 内部監査と会計監査との連携状況

監査部長は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しています。

3) 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査および内部統制監査の手続きおよび結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しています。監査役は、期中において財務・経理部からの四半期決算報告への同席、四半期会計監査レビュー、意見交換会などほぼ毎月1回の頻度で会計監査人との定期会合を開催し（当事業年度は13回実施）、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告および会計監査報告書へのKAM（監査上の主要な検証事項）記載の早期適用の可能性を踏まえた課題の共有を受け、情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行いました。

監査役監査と会計監査の主な連携内容は、次のとおりです。

会議名	時期	概要
四半期決算説明	5月、7月 10月、1月	財務・経理部より四半期（および年度）決算につき会計監査人同席の上で説明を受ける。
四半期レビュー報告	8月、11月 2月	各四半期の監査レビューを会計監査人より受け、意見交換を行う。
監査状況に関する意見交換会	4月、9月 12月、3月	会計監査人、監査役相互の監査状況についての情報交換、意見交換を行う。
監査計画等の説明	4月	当事業年度の監査計画および監査報酬案の説明を受ける。
年度決算監査報告	5月	年度決算監査報告（含む内部統制報告書監査状況）、および会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告を受領。

3. 内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係

監査部、監査役、会計監査業務を執行した公認会計士と財務・経理部は定期的な打合せを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しています。監査部および監査役は、各々内部監査および監査役監査の手続きにおいて、その他の内部統制部門と意思疎通を図り、また、会計監査人も、財務・経理部を通じてその他の内部統制部門と、必要に応じて意見交換等を実施しています。

(1) 会計監査人の選任プロセスについて、実施した内容を時系列に沿って具体的に記載

(2) 内部監査の体制、実施状況に加え、監査役監査及び会計監査との連携内容や時期についても具体的に記載

＜改善の余地があると考えられるポイント＞

- ・監査役の活動状況に関して、一般的な内容が記載されるのみであり、企業特有の活動が読み取れない。
- ・監査役（会）が監査においてどのような事項に重点をおいているか読み取れない。

〔改善の方向性〕

- ・常勤の監査役がどのような活動を行っているかを具体的に記載。
- ・監査役会における主な検討事項を具体的に記載。

（実際の事例をもとに一部加工）

（X）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査基準の定めに基づき監査を実施しております。常勤監査役は監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席する、重要な決裁書類を閲覧する、担当取締役からの業務執行に関する報告聴取を行う、などして、業務執行の適法性、業務の効率性を検証し、経営に関する必要な助言を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を年〇回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

（以下略）

- 平成31年度の有価証券報告書レビューにおいて、金融庁は記述情報（「役員の報酬等」や「株式等の保有状況」）の記載内容に改善の余地があると考えられる提出会社に、翌年度からの改善・記載の充実を求める通知をしている。
- 本年度（令和2年度）の有価証券報告書レビューでは、当該通知を行った提出会社の有価証券報告書の記載内容をあらためて確認するフォローアップを実施した。フォローアップの結果、大半の提出会社で記載内容の改善・記載の充実が見られた一方、前年度の記載からほとんど変化がなく、改善が見られない提出会社も確認された。
- そこで、前年度から改善が見られない提出会社に対しては、再度、改善・充実を求める通知をしている。企業価値の向上や投資家等との建設的な対話に資する開示となるように、当該通知を受けた提出会社には、記述情報のより一層の充実を期待している。

なお、金融庁では提出会社の参考に資するための資料や動画を公表している。通知を受けた提出会社をはじめ、開示の充実を検討している提出会社におかれては、適宜参照されたい。
- ✓ 「記述情報の開示の好事例集2020」
- ✓ 平成31年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項
- ✓ 解説動画（You Tube「金融庁チャンネル」） ※令和3年4月中に公表予定

重点テーマ審査

審査内容

※国際財務報告基準第15号「顧客との契約から生じる収益」

国際財務報告基準(IFRS)を任意適用する企業において、顧客との契約から生じる収益に関する開示がIFRS第15号に基づいて適切にされているかについて確認するため、主に以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めるなどの審査を行った。

- 収益の分解
- 契約残高
- 履行義務
- 残存履行義務に配分した取引価格
- 履行義務の充足の時期の決定
- 取引価格及び履行義務への配分額の算定
- IFRS第15号の適用における重要な判断
- 実務上の便法

なお、収益に関する見積りを伴う判断に関する開示についても、IFRS第15号に関連する開示として審査の対象に含めた。

審査結果

顧客との契約から生じる収益に関する開示に関し、以下の各項目の開示等について、開示目的に照らすと改善の余地があると考えられる事項が識別された。

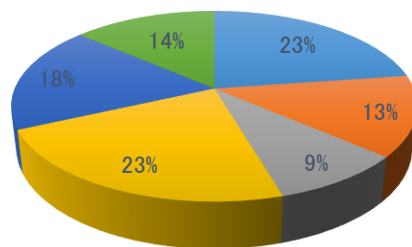
- (ア) 収益の分解
- (イ) 履行義務
- (ウ) 残存履行義務に配分した取引価格
- (エ) 履行義務の充足の時期の決定
- (オ) 見積りを伴う判断

上記を踏まえて、審査結果の総括や留意事項、改善の方向性について、次ページ以降に記載している。

※国際財務報告基準第15号「顧客との契約から生じる収益」

- IFRS第15号第110項では、「開示要求の目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」として、IFRS第15号に基づく開示の目的が示されている。
- また、IFRS第15号第111項では、「企業は、開示の目的を満たすために必要な詳細さのレベルと、さまざまな要求事項のそれぞれにどの程度の重点を置くべきかを考慮しなければならない。」として、開示の詳細さのレベルについては、提出会社の判断によることが示されている。
- このような包括的な定めの趣旨を踏まえ、本年度の重点テーマ審査では、不備の指摘を主目的とせず、より充実した開示に向けた対話を重視した。本資料において記載されている事項は、必ずしも全ての提出会社にあてはまるものではなく、各提出会社の実情に応じて記載のレベルが異なることに留意されたい。
- 提出会社が充実した開示を検討する上で、本資料が活用されることを期待する（我が国の「収益認識に関する会計基準」の適用準備中の会社にも参考になると考えられる。）。

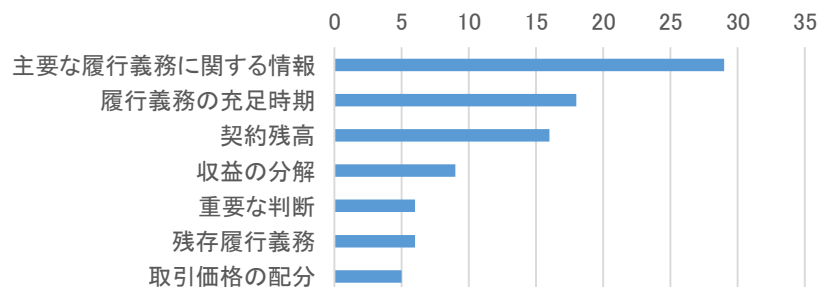
審査対象の業種 *1



■卸売業 ■化学 ■サービス業 ■情報・通信業 ■電気機器 ■その他

*1 資料公表時点の内訳。本年度の審査は今後も継続。

審査において改善を提案した事項（延べ数） *2



*2 重要性の判断等が含まれることから必ずしも改善が必要な課題の数そのものを意味するものではない。

一貫性のある 開示

個々の開示内容は基準に従った開示と考えられる一方、項目間の関係性を読み取れない事例が見られた。個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか検討することが求められる。

(改善の余地があると考えられる例)

- ・履行義務に関する情報の説明と収益の分解に関する情報の区分が異なる。
- ・履行義務に関する情報とそれが契約残高に与える影響の関係性が明確ではない。また、どの履行義務と関連する契約残高であるかが明確ではない。

開示の要否の 判断

以下のような理由により、基準で求められている開示を省略する事例が見られた。しかし、これらは開示を省略する理由として適切ではないと考えられる。

- ・特殊な履行義務ではないため
- ・業界慣行に従い処理しているため
- ・日本の会計基準による会計処理と差異がないため

重要性の判断

重要性の判断は開示目的と共に考慮すべきであり、重要性がないとして要求されている開示を省略する際には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討することが求められる。

また、重要性が乏しい事項について、開示されている定量的情報等からその旨を読み取ることができない場合は、重要性が乏しいことが分かるように簡潔な説明を加えることも有用と考えられる。

項目別の留意事項

収益の分解（第114項、第115項）（1/2）

IFRS15 –個別

【改善の余地がある事項】

収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係について、十分に理解出来るような説明がない。

分解した収益とセグメント情報の関係について十分な説明がない。

顧客との契約から認識した収益と収益のその他の源泉が区分されていない。（重要性がないと判断して区分していない。）

【改善の方向性】

- 履行義務に関する説明との関係性が明確になるように収益を分解する。また、必要に応じ、複数の種類の区分を使用することを検討する。
- セグメント情報をもって収益の分解情報を開示する場合には、セグメント別収益の開示がIFRS第15号第114項で定めている要求事項を満たすものか確認する。

分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（IFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示する。

その他の源泉から生じた収益の額を区分して開示する。その他の源泉から生じた収益の額に重要性がない場合でも、その旨を示す開示又は当該収益の額を開示する。

項目別の留意事項

収益の分解（第114項、第115項）（2/2）

IFRS15 -個別

【好事例】ジェイ エフ イー ホールディングス(株) 2020年3月期

3. 重要な会計方針 (15)収益

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

エンジニアリング事業における工事契約等については、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一部の取引の対価については、重大な金融要素を含んでおります。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。原価に基づくインプット法は、財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の当社グループの履行を描写しないインプットの影響を除外しており、コストが進捗度に比例して発生しない状況では、発生したコストに限定して収益を認識するようにインプット法を調整することで、当社グループの履行を忠実に描写しております。

商社事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、商社事業における一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

27. 売上収益 (1)売上収益の分解

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	商社事業	セグメント間売上収益の消去	合計
地域別					
日本	1,780,582	473,539	504,159	△231,157	2,527,123
その他	900,767	38,756	579,977	△316,908	1,202,594
合計	2,681,350	512,295	1,084,137	△548,065	3,729,717
財またはサービスの移転時期					
一時点	2,456,287	4,205	1,084,075	△521,463	3,023,105
一定の期間	225,062	508,090	62	△26,602	706,612
合計	2,681,350	512,295	1,084,137	△548,065	3,729,717

地域別、財またはサービスの移転時期別に分解した情報と各報告セグメントの収益情報(鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業)との関係を理解できるように記載。

履行義務に関する情報の説明において、収益の分解情報との関連(セグメント、財またはサービスの移転時期)が理解できるように記載。

参考:IFRS第15号 収益の分解

114.企業は、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解しなければならない。企業は、収益の分解に使用する区分を選択する際に、B87項からB89項のガイダンスを適用しなければならない。

115.さらに、企業は、財務諸表利用者が、(第114項に従って)分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報(企業がIFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合)との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。

項目別の留意事項 履行義務（第119項(a)）

IFRS15 -個別

【改善の余地がある事項】

履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業特有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。

【改善の方向性】

- 主要な履行義務に関する充足時期につき、企業特有の内容を反映して具体的に説明する。
- 特に、サービスの提供や一定の期間にわたり充足する履行義務はさまざまな種類の契約が存在すると考えられるため、詳細に説明する。

【改善の余地のあると考えられる開示例】（実際の例をもとに加工して作成）

当社は多様な事業を行っており、契約に基づく履行義務の性質に応じて、一時点又は一定の期間にわたり収益を計上しております。

会社のどの収益が一時点で計上され、どの収益が一定期間にわたり計上されるのか、具体的に把握することが出来ない。

参考：IFRS第15号

履行義務

119.企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。（一部抜粋）

(a)企業が履行義務を充足する通常の時点（例えば、出荷時、引渡時、サービスを提供するにつれて、あるいはサービスの完了時）。

項目別の留意事項 履行義務（第119項(b)）

IFRS15 -個別

【改善の余地がある事項】

履行義務に関して、重大な支払条件（通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、等）が説明されていない。

【改善の方向性】

- 通常の支払期限について、会社が一般的であると認識している情報であっても、財務諸表利用者が当該情報を読み取ることが出来るように具体的に説明する。
- 重大な金融要素や対価の金額の変動性について、重要性がないと判断した場合や該当事項がないと判断した場合でも、その旨を簡潔に開示する。

【好事例】 ㈱コロワイド 2020年3月期

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

通常の支払期限について具体的に説明。また、重大な金融要素がないことを明示。

参考:IFRS第15号

履行義務

119.企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。（一部抜粋）

(b)重大な支払条件（例えば、通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りが第56項から第58項に従って通常制限されるのかどうか）

項目別の留意事項 履行義務（第119項(c)）

IFRS15 -個別

【改善の余地がある事項】

主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。

代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。

【改善の方向性】

- 主要な履行義務につき、企業が移転を約束した財やサービスの内容を企業固有の内容で具体的に説明する。
- 特に、サービスについては履行義務の充足時期についての説明を補足するため、より具体的な説明をする。
- 説明の詳細さについては他の注記（収益の分解等）の内容を考慮して決定する。

○ どの履行義務において、企業が代理人として行動しているかを明確に説明する。

契約に基づいたサービスの具体的内容が読み取れない。また、サービスの履行義務が果たされた時点とはどの時点であるかが明確ではない。

【改善の余地のあると考えられる開示例】（実際の例をもとに加工して作成）

当社グループは顧客に対して、契約に基づいてサービスを提供する義務を負っております。サービス提供についてはサービスの履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

参考：IFRS第15号 履行義務

119. 企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。（一部抜粋）

(c) 企業が移転を約束した財又はサービスの内容（他の当事者が財又はサービスを移転するよう手配する履行義務（すなわち、企業が代理人として行動する場合）を強調する）

項目別の留意事項

残存履行義務に配分した取引価格（第120項）

IFRS15 -個別

【改善の余地がある事項】

残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、最長と考えられる期間のみ説明している。

【改善の方向性】

残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、定性的情報を使用した方法で説明する場合であっても、財務諸表利用者の将来予測に資する十分な詳細さで情報を提供する。

【好事例】 ㈱日立製作所 2020年3月期

当社及び子会社において、長期に亘り収益が認識される契約を有するセグメントは、主にITセグメント、エネルギーセグメント、インダストリーセグメント及びモビリティセグメントです。ITセグメントの残高のうち約9割は3年以内に、約1割は3年超5年以内に履行される見込みです。

既存の契約において残存履行義務から認識することとなる収益の金額及び予想される時期に関しての趨勢をセグメントごとに定性的に説明。

参考：IFRS第15号

残存履行義務に配分した取引価格

120.企業は、残存履行義務に関して次の情報を開示しなければならない。

- (a) 報告期間末現在で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額
- (b) 第120項(a)に従って開示した金額を企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかの説明。企業はこれを次のいずれかの方法で開示しなければならない。
 - (i) 残存履行義務の残存期間に最も適した期間帯を使用した定量的ベースによる方法
 - (ii) 定性的情報を使用した方法

項目別の留意事項

残存履行義務に配分した取引価格（第122項）

IFRS15 -個別

【改善の余地がある事項】

残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して、第121項の実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものがあるのかが説明されていない。

【改善の方向性】

残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して要求されている開示項目は、重要性がない、もしくは該当事項がない場合にもその旨を簡潔に開示する。

【好事例】 コニカミノルタ株 2020年3月期

当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内及び従量料金に基づく残存履行義務に関する情報は記載しておりません。
また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

実務上の便法の適用の有無、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものの有無を明示。

参考:IFRS第15号

残存履行義務に配分した取引価格

122. 企業は、第121項における実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていない（したがって、第120項に従って開示した情報に含まれていない）ものがあるのかどうかを定性的に説明しなければならない。例えば、取引価格の見積りには、制限されている変動対価の金額の見積りは含まれない（第56項から第58項参照）。

履行義務の充足の時期の決定（第124項、第125項）（1/2）

【改善の余地がある事項】

- 一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明がされていない。
- 一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断に関する説明がされていない。

【改善の方向性】

- 第119項(a) で要求されている事項（企業が履行義務を充足する通常の時点）の開示のみでは、財務諸表利用者は、履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断まで読み取ることができないため、第124項(a)及び(b)並びに第125項で要求されている判断に関する事項について、具体的に説明する。
- 履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断について理解が深まるように、第119項(a)及び(c)において要求されている履行義務に関する事項の開示を充実する。

参考：IFRS第15号

履行義務の充足の時期の決定

124. 企業は、一定の期間にわたり充足する履行義務について、次の両方を開示しなければならない。

(a) 収益を認識するために使用した方法（例えば、使用したアウトプット法又はインプット法の記述及び当該方法をどのように適用しているのか）

(b) その使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由の説明

125. 一時点で充足される履行義務について、企業は、約束した財又はサービスに対する支配を顧客がいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断を開示しなければならない。

履行義務の充足の時期の決定（第124項、第125項）（2/2）

【好事例】 LINE(株)(現Aホールディングス(株)) 2019年12月期:アウトプット法(経過期間に基づき進捗度を測定する方法)を使用している事例

当社グループが提供するスタンプに係るサービスは待機サービスに類似しており、顧客(スタンプの購入者であるユーザー)に対する履行義務は、ユーザーがいつでもスタンプを利用可能にすることであると判断しております。そのため、当社がスタンプを利用可能にするというサービスを提供するにつれて、ユーザーはサービスの便益を同時に受け取って消費することから、当社の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものと判断しております。この期間¹は過去の利用実績から2018年度は90日、2019年度は約100日と見積りしております。また、ユーザーは、均等に利用可能とするサービスにより便益を受けると判断しているため、当社グループは売上収益を定額法で見積利用期間にわたり認識しております。

見積利用期間にわたり定額法で収益を認識している理由を具体的に説明。履行義務の内容や利用期間の見積方法等を詳細に記載し、当該理由の説明を補足。

同社にとって履行義務をどのように捉えているかを具体的に説明し、収益を認識するために使用した方法も詳細に説明。

【好事例】 アウトソーシング(株) 2019年12月期:アウトプット法の実務上の便法を使用している事例

派遣のビジネスモデルにおいては、履行義務は契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

項目別の留意事項 見積りを伴う判断（IAS第1号※第125項）

IFRS15 (IAS1)

※国際会計基準第1号「財務諸表の表示」

【改善の余地がある事項】

（連結）財務諸表に重要な影響を与える会計方針を適用する過程で行った見積りを伴う判断に関する情報として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。

【改善の方向性】

- 収益認識に重要な判断が含まれると判断して、IAS第1号第125項の注記を記載していると考えられることから、収益認識のどの部分で重要な判断が行われるのかを特定できるように具体的に記載する。
- 収益認識に係る会計方針や注記を参照する場合には、項目全体ではなく項目内の参照箇所を特定できるように明瞭に記載する。

参考:IAS第1号

125. 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

- (a) その内容
- (b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額